

# 継続申請に当たっての注意事項

申請書類は正・副（副は写し可）の提出をお願いします。

第1号から第4号様式及び参考様式は市ホームページからダウンロードできます。

## 1 申請書（第1号様式）（必ず提出してください。）

「屋外広告物継続許可申請書」の記載内容に変更があるか確認してください。

変更があるときは、記入例にしたがって、**訂正箇所を朱書きの二重線で消し、余白に変更内容を記入の上、側に署名**をしてください。また、別紙の「変更届」の提出が必要になります。

## 2 点検報告書（第4号様式の2）（必ず提出してください。）

屋外広告物ごとに提出してください。様式を1枚送付しますので、必要に応じてコピーしてお使いください。

報告者（申請者）と、点検者の記入が必要です。

一定の広告物（①屋上広告物 ②壁面突出広告物（袖看板） ③壁面利用広告物 ④広告塔・広告板 ⑤固定された広告幕）は、資格者による点検が必要となります。また、資格者の資格証等を添付してください。

点検結果を記入する際は、記入例を参考にしてください。

## 3 写真（参考様式あり）（必ず提出してください。）

屋外広告物ごとに、点検状況を撮影した写真と、点検後の写真を提出してください。

禁止地域内に掲出している広告物は設置場所から道路の方向を撮影した写真を別途提出してください。

## 4 変更届（該当する方は提出してください。）

前回から変更があった方は、必ず変更日を記入して提出してください。

(1) 申請者や管理者などが別の会社になった場合

「屋外広告物設置者等変更届」（第2号様式）を提出してください。

(2) 申請者や管理者などの住所、名称、代表者、資格者等が変更になった場合

「屋外広告物設置者等住所、氏名等変更届」（第3号様式）を提出してください。

## 5 特定屋外広告物安全管理者の資格証等の写し（該当する方は提出してください。）

高さが4mを超える広告塔・屋上広告物を掲出されている方は、屋外広告士の資格証又は屋外広告物講習会修了証の写しを添付してください。

## 6 屋外広告物除却（滅失）届（該当する方は提出してください。）

広告物を除却（滅失）した方は、「屋外広告物除却（滅失）届」（第4号様式）に必要事項を記入の上、**広告物除却（滅失）後の写真を添付**して提出してください。

## 7 屋外広告物補修結果報告書（該当する方は提出してください。）

点検時に補修を要する箇所があったとき（点検報告書の点検結果にDがあった場合）は、速やかに必要な補修を行い、遅滞なく「屋外広告物補修結果報告書」（第4号様式の3）を提出してください。

## 8 返信用封筒（許可通知書の郵送を希望する方）

返信に必要な郵便切手（100gまでなら140円）を貼った角形2号の封筒を同封してください。

## 9 委任状（申請者以外の方が申請する場合）

委任状には委任者の押印が必要になります。